

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4631144号  
(P4631144)

(45) 発行日 平成23年2月16日(2011.2.16)

(24) 登録日 平成22年11月26日(2010.11.26)

(51) Int.Cl.

A61B 5/022 (2006.01)  
G09F 23/00 (2006.01)

F 1

A 6 1 B 5/02 3 3 8 Z  
G O 9 F 23/00 Z

請求項の数 8 (全 12 頁)

(21) 出願番号	特願2000-298963 (P2000-298963)
(22) 出願日	平成12年9月29日 (2000.9.29)
(65) 公開番号	特開2002-102183 (P2002-102183A)
(43) 公開日	平成14年4月9日 (2002.4.9)
審査請求日	平成19年7月24日 (2007.7.24)

(73) 特許権者	503246015 オムロンヘルスケア株式会社 京都府京都市右京区山ノ内山ノ下町24番地
(74) 代理人	100064746 弁理士 深見 久郎
(74) 代理人	100085132 弁理士 森田 俊雄
(74) 代理人	100083703 弁理士 仲村 義平
(74) 代理人	100096781 弁理士 堀井 豊
(74) 代理人	100098316 弁理士 野田 久登

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】自動血圧測定装置を利用する広告方法、広告システムおよび自動血圧測定装置

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

カフを備えた自動血圧測定装置を利用する広告方法であって、  
ホストコンピュータに記憶された広告データベース内の複数の広告から、予め設定された前記広告と前記自動血圧測定装置との対応関係に基づいて、該ホストコンピュータと通信回線により接続された複数の前記自動血圧測定装置へ前記広告を配信する広告配信工程と、

該広告配信工程において前記広告が配信された自動血圧測定装置の血圧測定中に、該広告を該自動血圧測定装置の表示器に表示させる広告表示工程と、

血圧の測定後に測定結果を前記表示器に表示させる工程とを含むことを特徴とする広告方法。

## 【請求項 2】

前記広告表示工程において広告が表示された回数を含む広告実績情報を広告依頼主端末へ逐次配信する実績配信工程をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の広告方法。

## 【請求項 3】

ホストコンピュータと、前記ホストコンピュータに接続可能な複数の自動血圧測定装置と、からなる広告システムであって、

前記ホストコンピュータは、

広告と、予め設定された前記広告と前記自動血圧測定装置との対応関係と、を記憶する第1の記憶手段を備え、

10

20

前記ホストコンピュータは、前記対応関係に基づいて、前記複数の自動血圧測定装置の各々に、該自動血圧測定装置に対応した広告を配信し、

前記複数の自動血圧測定装置の各々は、

前記ホストコンピュータからの前記広告を受信する送受信手段と、

前記広告を記憶する第2の記憶手段と、

被測定者の血圧を測定するための血圧測定手段と、

血圧の測定中に前記第2の記憶手段に記憶されている前記広告を表示し、血圧の測定後に測定結果を表示する表示手段とを備える、広告システム。

#### 【請求項4】

前記送受信手段は、前記広告が表示されたことを示す表示結果データを前記ホストコンピュータへと送信し、

前記第1の記憶手段は、前記自動血圧測定装置からの前記表示結果データに基づいて、前記自動血圧測定装置毎に、前記広告が表示された回数を含む広告実績情報を記憶する、請求項3に記載の広告システム。

#### 【請求項5】

ホストコンピュータと、前記ホストコンピュータに接続可能な複数の自動血圧測定装置と、前記ホストコンピュータに接続可能な複数の広告依頼主端末と、からなる広告システムであって、

前記広告依頼主端末は、

広告の入力を受け付ける入力装置を備え、

前記広告依頼主端末は、前記広告をホストコンピュータへ送信し、

前記ホストコンピュータは、

前記広告依頼主端末からの前記広告と、予め設定された前記広告と前記自動血圧測定装置との対応関係と、を記憶する第1の記憶手段を備え、

前記ホストコンピュータは、前記対応関係に基づいて、前記複数の自動血圧測定装置の各々に、当該自動血圧測定装置に対応した広告を配信し、

前記自動血圧測定装置は、

前記ホストコンピュータからの前記広告を受信する送受信手段と、

前記広告を記憶する第2の記憶手段と、

被測定者の血圧を測定するための血圧測定手段と、

血圧の測定中に前記第2の記憶手段に記憶されている前記広告を表示し、血圧の測定後に測定結果を表示する表示手段とを備える、広告システム。

#### 【請求項6】

前記送受信手段は、前記広告が表示されたことを示す表示結果データを前記ホストコンピュータへと送信し、

前記第1の記憶手段は、前記自動血圧測定装置からの前記表示結果データに基づいて、前記自動血圧測定装置毎に、前記広告が表示された回数を含む広告実績情報を記憶し、

前記ホストコンピュータは、所定期間毎に、前記広告実績情報を前記広告依頼主端末へ送信する、請求項5に記載の広告システム。

#### 【請求項7】

カフを備えた自動血圧測定装置であって、

表示器と、

広告が記憶された広告記憶媒体と、

前記カフによる圧迫圧力の変化期間内に前記広告記憶媒体に記憶された広告を前記表示器に表示させ、血圧の測定後に測定結果を前記表示器に表示させる広告表示手段と、を含み、

前記広告記憶媒体は、前記広告とは別の広告が記憶された広告記憶媒体と交換可能に設けられていることを特徴とする自動血圧測定装置。

#### 【請求項8】

前記広告表示手段により広告が表示された回数を含む広告実績情報を記憶する実績記憶

10

20

30

40

50

媒体をさらに含むことを特徴とする請求項 7 に記載の自動血圧測定装置。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、カフを用いる自動血圧測定装置を利用した広告方法、および血圧測定中に広告を表示させる機能を有する自動血圧測定装置に関するものである。

【0002】

【従来の技術】

カフを用いる自動血圧測定装置による血圧測定は、被測定者の上腕等の所定部位にカフを巻回し、そのカフの圧迫圧力を徐速降圧させる過程において逐次得られる信号に基づいて、血圧値を決定する。上記自動血圧測定装置の血圧測定時間すなわち上記カフによる圧迫期間は、30秒～1分程度である。

10

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

前述したように、カフを用いる自動血圧測定装置により血圧を測定するには、30秒～1分程度カフにより拘束されることになり、その間、被測定者は何もすることができない。

【0004】

本発明は以上のような事情を背景として為されたものであり、その目的とするところは、血圧測定中の時間を有効に活用する方法を提供することにある。

20

【0005】

【課題を解決するための第1の手段】

上記目的を達成するための第1発明は、カフを備えた自動血圧測定装置による血圧測定中に、広告をその自動血圧測定装置の表示器に表示させることを特徴とする広告方法である。

【0006】

【第1発明の効果】

このように、血圧測定中に自動血圧測定装置の表示器に広告が表示されると、血圧測定中は被測定者は拘束状態にあり、表示器に表示される広告に目が行き易いので、高い広告効果が期待できることから、血圧測定中の時間が有効に活用される。

【0007】

30

【第1発明の他の態様】

ここで、好ましくは、上記広告方法は以下の態様である。すなわち、カフを備えた自動血圧測定装置を利用する広告方法であって、ホストコンピュータに記憶された広告データベース内の複数の広告から、予め設定された対応関係に基づいて、そのホストコンピュータと通信回線により接続された複数の前記自動血圧測定装置へ広告を配信する広告配信工程と、その広告配信工程において前記広告が配信された自動血圧測定装置の血圧測定中に、その広告をその自動血圧測定装置の表示器に表示させる広告表示工程とを、含むものである。このようにすれば、広告表示工程において、血圧測定中に表示器に広告が表示される。血圧測定中は被測定者は拘束状態にあり、表示器に表示される広告に目が行き易いので、高い広告効果が期待できることから、血圧測定中の時間が有効に活用される。また、表示される広告は、広告配信工程において、ホストコンピュータに記憶された広告データベース内の複数の広告から、予め設定された対応関係に基づいて配信されるので、適切な広告が表示される。

40

【0008】

また、好適には、前記広告方法は、前記広告表示工程において広告が表示された回数を含む広告実績情報を広告依頼主端末へ逐次配信する実績配信工程をさらに含むものである。このようにすれば、広告依頼主は、広告依頼主端末へ配信される広告表示回数から、実際に広告された回数を知ることができる。

【0009】

また、好適には、前記広告データベース内の複数の広告から前記複数の自動血圧測定装置

50

へ広告を配信するための前記予め設定された対応関係は、広告依頼主から示された広告条件に基づいて決定される。このようにすれば、広告依頼主が自動血圧測定装置毎に広告表示を依頼する場合に比べて、簡単に適切な自動血圧測定装置のみに広告を表示させることができる。

#### 【0010】

##### 【課題を解決するための第2の手段】

前記目的を達成するための第2発明の要旨とするところは、カフを備えた自動血圧測定装置であって、表示器と、広告が記憶された広告記憶媒体と、前記カフによる圧迫圧力の変化期間内に、前記記憶媒体に記憶された広告を前記表示器に表示させる広告表示手段とを、含むことにある。

10

#### 【0011】

##### 【第2発明の効果】

このようにすれば、広告表示手段により、カフによる圧迫圧力の変化期間内に、広告記憶媒体に記憶された広告が表示器に表示されることから、高い広告効果が期待できるので、血圧測定中の時間が有効に活用される。

#### 【0012】

##### 【第2発明の他の態様】

ここで、好適には、前記広告記憶媒体は、前記広告とは別の広告が記憶された広告記憶媒体と交換可能に設けられている。このようにすれば、広告記憶媒体を、別の広告が記憶された広告記憶媒体に交換することにより、表示器に表示される広告を簡単に変更することができる。

20

#### 【0013】

また、好適には、前記自動血圧測定装置は、前記広告表示手段により広告が表示された回数を含む広告実績情報を記憶する実績記憶媒体をさらに含むものである。このようにすれば、実績記憶媒体に記憶された広告実績情報を読みだすことにより、広告が表示された回数などを知ることができる。

#### 【0014】

##### 【発明の好適な実施の形態】

以下、本発明の実施の形態を図面に基づいて詳細に説明する。図1は第1発明を実施するための広告システム10の概略構成を示すブロック図である。

30

#### 【0015】

図1の広告システム10は、複数(図では4台)の自動血圧測定装置12、14、16、18と、ホストコンピュータ20と、複数(図では3台)の広告依頼主端末22、24、26とが通信ネットワーク28を介して相互に接続されている。

#### 【0016】

自動血圧測定装置12、14、16、18は、マイクロコンピュータにより予め定められた測定手順に従って被測定者の血圧を自動的に測定するものであり、医院・病院の待合室、スポーツセンタ、薬局、市役所、保健所などに設置される。この自動血圧測定装置12、14、16、18は、たとえば図2に示す外観構成である。

#### 【0017】

図2において、自動血圧測定装置12は、箱体30に被測定者の腕32を差し通すための貫通穴34が設けられており、その貫通穴34内には、カフ36を内周面に備えて円筒状に保持された比較的剛性の高い可撓性の外ベルト38が配設されている。箱体30の操作パネル40には、起動スイッチ42、停止スイッチ44、プリンタ46などが配設されている。さらに、箱体30には、操作パネル40の一辺と連続する位置に被測定者と略対向するように表示器48が配設され、その表示器48には測定された血圧値B.P.、時刻、脈拍数等および広告が表示される。なお、上記表示器48は、好ましくは、文字、図形、記号などを表示することが可能な比較的大型のドットマトリックス型カラー液晶表示板やP.D.P表示板(プラズマディスプレイ)から構成されるが、文字のみが表示される形式であっても、文字および画像が表示される形式の何れの形式でもよい。また、自動血圧測定装置

40

50

12は、図示しない記憶装置および送受信装置を備えている。

**【0018】**

上記自動血圧測定装置12は、貫通穴34内に腕32が差し通された状態で起動スイッチ42が押されると、自動的に血圧が測定される。すなわち、起動スイッチ42が押されると、腕32にカフ36が巻回され、そのカフ36の圧迫圧力が予め設定された目標圧力値（たとえば180mmHg程度）まで急速昇圧された後、予め設定された徐速降圧速度（たとえば3mmHg/sec）で徐速降圧させられ、その徐速降圧期間内に得られる圧力信号に基づいてよく知られたオシロメトリックアルゴリズムにより血圧値が決定される。そして、決定された血圧値は表示器48に表示されるとともに、プリンタ46から出力される。

10

**【0019】**

図1に戻って、ホストコンピュータ20は記憶装置50を備えている。この記憶装置50は、たとえば、RAM、磁気ディスク装置(HDD)、リムーバブルメディア(MO, DVDなど)等であり、所定の記憶領域に広告データベース52、実績データベース54、および装置情報データベース56が記憶されている。

**【0020】**

上記広告データベース52は、広告依頼主端末22、24、26から送信された広告データが記憶されたデータベースであり、広告データは、広告とその広告の広告条件を情報として含むデータである。また、上記広告条件とは、特定の場所に設置された自動血圧測定装置にのみ広告を表示させるための設置場所に関する条件である。図3は、記憶装置50に記憶された広告データベース52の一例を示す図である。たとえば、広告Aは練り歯磨きに関する広告であり、その広告条件により、広告Aは歯科に設置された自動血圧測定装置にのみ表示される。

20

**【0021】**

実績データベース54は、自動血圧測定装置12、14、16、18から送信された表示結果データに基づいて、広告が表示された回数(広告表示回数)や頻度(広告表示頻度)などの広告実績情報が自動血圧測定装置別に記憶されたデータベースであり、表示結果データは、自動血圧測定装置12、14、16、18の識別符号および広告名等を情報として含むデータである。図4は、記憶装置50に記憶された実績データベース54の一例を示す図である。装置情報データベース56は、図5にその一例を示すように、自動血圧測定装置12、14、16、18の装置識別コード、設置場所等の装置情報が記憶されたデータベースである。

30

**【0022】**

広告依頼主端末22、24、26は、図示しない入力装置から入力された前記広告データをホストコンピュータ20に送信する装置である。従って、この広告依頼主端末22、24、26から新しい広告データを送信することにより、広告依頼主は、容易に、表示させる広告や前記広告条件を変更(更新)することができる。

**【0023】**

前記通信ネットワーク28は、ISDN回線等の公衆電話回線、光ファイバー等の有線又は無線LAN(ローカルエリアネットワーク)、衛星通信回線、CATV回線等の通信回線から構成される情報通信網である。

40

**【0024】**

図6は、ホストコンピュータ20が各自動血圧測定装置へ広告を配信する広告配信ルーチンの要部を説明するフローチャートである。まず、ステップSA1(以下、ステップを省略する。)では、広告データベース52が更新されたか否かが判断される。この判断が否定された場合には本ルーチンは終了させられるが、広告依頼主端末22、24、26から広告データが送信されて広告データベース52が更新された場合には、続いて対応関係決定工程としてSA2が実行される。すなわち、SA2では、上記SA1で更新された広告データベース52の各広告データに含まれている広告条件と、予め装置情報データベース56に各自動血圧測定装置毎に記憶されている装置情報に基づいて、広告データベース

50

52に含まれている複数の広告と自動血圧測定装置12、14、16、18との対応関係を、たとえば図7に示すように決定する。

#### 【0025】

続く広告配信工程に相当するSA3では、上記SA2で決定された対応関係に基づいて決定された広告を、各自動血圧測定装置12、14、16、18に配信する。このようにして広告が配信されると、広告依頼主が広告を表示させたい場所に設置された自動血圧測定装置にのみその広告が配信され、そこで記憶される。

#### 【0026】

図8は、自動血圧測定装置12、14、16、18において実行される広告表示ルーチンの要部を示すフローチャートである。図8において、まず、SB1では、ホストコンピュータ20から広告が配信されてきたか否かが判断される。すなわち、ホストコンピュータ20から直接的に或いはサーバを介して間接的に送信された広告が図示しない送受信装置により受信されたか否かが判断される。このSB1の判断が否定された場合には、後述するSB3以下が直接的に実行されるが、肯定された場合には、続くSB2において、その配信された広告が図示しない記憶装置に記憶される。

10

#### 【0027】

続くSB3では、起動スイッチ42が操作されたか否かが判断される。このSB3の判断が否定された場合には本ルーチンは終了させられるが、肯定された場合には、続く広告表示工程に相当するSB4において、カフ36の圧迫圧力の変化期間中、前記SB2で記憶された広告が表示器48に表示される。なお、広告が表示されるのは、血圧測定の開始から終了までの期間の全部であっても、その一部であってもよい。

20

#### 【0028】

続くSB5では、図示しない送受信装置から、広告が表示されたことを示す表示結果データがホストコンピュータ20に送信される。

#### 【0029】

図9は、ホストコンピュータ20が各広告依頼主端末22、24、26に広告実績を配信する実績配信ルーチンである。図9において、SC1では、いずれかの自動血圧測定装置から表示結果データが送信されてきたか否かが判断される。この判断が否定された場合には、後述するSC3以下が直接的に実行される。

30

#### 【0030】

しかし、上記SC1の判断が肯定された場合には、続くSC2において、前記実績データベース54が上記SC1で受信された表示結果データに基づいて更新される。

#### 【0031】

上記SC2が実行された場合、又は前記SC1の判断が否定された場合は実績配信工程に相当するSC3乃至SC4が実行される。まず、SC3では、予め設定された実績配信時期になったか否かが判断される。この実績配信時期は、たとえば、一日、一週間、一ヶ月などの所定期間、或いは、所定の広告表示回数である。

#### 【0032】

上記SC3の判断が否定された場合には、本ルーチンは終了させられるが、肯定された場合には、続くSC4において、実績データベース54に各自動血圧測定装置毎に記憶された実績データすなわち広告実績情報が、前述の図6のSA2で決定された対応関係に基づいて、各広告の依頼主の広告依頼主端末22、24、26へ配信される。なお、広告依頼主は、上記SC4で配信された実績データに基づいて、或いは、広告データを広告依頼主端末からホストコンピュータ20へ送信する際に所定の広告料をこの広告システム20の管理者に支払う。この広告料により、広告システム20の管理者は自動血圧測定装置12、14、16、18を安価に設置者（病院等）に提供することができる。

40

#### 【0033】

上述のように、本実施例によれば、広告表示工程（SB4）において、血圧測定中に表示器48に広告が表示される。血圧測定中は被測定者は拘束状態にあり、表示器48に表示される広告に目が行き易いので、高い広告効果が期待できることから、血圧測定中の時間

50

が有効に活用される。また、表示される広告は、広告配信工程（S A 3）において、ホストコンピュータ20の記憶装置50に記憶された広告データベース52内の複数の広告から、予め設定された図7の対応関係に基づいて配信されるので、適切な広告が表示される。

#### 【0034】

また、本実施例によれば、広告実績情報を広告依頼主端末22、24、26へ逐次配信する実績配信工程（S C 3乃至S C 4）をさらに含むことから、広告依頼主は、広告依頼主端末22、24、26へ配信される広告表示回数から、実際に広告された回数を知ることができる。

#### 【0035】

また、本実施例によれば、広告データベース52内の複数の広告から自動血圧測定装置12、14、16、18へ広告を配信するための予め設定された対応関係（図7）は、対応関係決定工程（S A 2）において、広告依頼主から示された広告条件に基づいて決定される。従って、広告依頼主が自動血圧測定装置毎に広告表示を依頼する場合に比べて、簡単に適切な自動血圧測定装置のみに広告を表示させることができる。

10

#### 【0036】

次に、第2発明の実施例を説明する。なお、以下の説明において、前述した実施例と同一の構成を有する部分には同一の符号を付して説明を省略する。

#### 【0037】

図10は、第2発明が適用された自動血圧測定装置60の外観構成を示す斜視図である。この自動血圧測定装置60も前述の実施例の自動血圧測定装置12と同じく、医院・病院の待合室、スポーツセンタ、薬局、市役所、保健所などに設置される。

20

#### 【0038】

図10の自動血圧測定装置60は、通信ネットワーク28には接続されていないこと、および、通信ネットワーク28を介して配信されていた広告が、広告記憶媒体として機能するI Cカード62に予め記憶されている点が異なるのみであり、他の構成は前述の実施例の自動血圧測定装置12と同一である。

#### 【0039】

上記I Cカード62には、広告依頼主より依頼された一つ或いは複数の広告が予め記憶されている。I Cカード62は、自動血圧測定装置60の側面に設けられた挿入口64に挿入されることにより、自動血圧測定装置60に着脱可能に保持され、別の広告が記憶されたI Cカード62と差し替え可能になっている。従って、例えば、自動血圧測定装置60の保守業者等のI Cカード62の管理者が、定期的に或いは隨時I Cカード62を差し替えれば、自動血圧測定装置60に表示される広告を変更することができる。

30

#### 【0040】

図11は、上記自動血圧測定装置60に備えられた図示しない演算制御装置の制御機能の要部を説明する機能ブロック線図である。

#### 【0041】

図11において、広告表示手段66は、血圧測定期間判定手段としても機能するものであり、起動スイッチ42から供給される起動信号SSに基づいて血圧測定期間内（すなわちカフ36の圧迫圧力の変化期間内）であるか否かを判定し、その血圧測定期間内にI Cカード62に記憶されている広告を表示器48に表示させる。なお、広告の表示の開始時期は、血圧測定期間の開始直後からであっても、血圧測定開始後予め設定された所定時間後からであってもよい。また、広告の表示の終了時期は、血圧測定期間の終了時点、または、それよりも所定時間前或いは所定時間後でもよい。

40

#### 【0042】

広告実績記憶手段68は、広告表示手段66によって広告が表示された回数、その広告が表示された時間などの広告実績情報をI Cカード62に記憶させる。すなわち、I Cカード62には広告実績情報が記憶されるので、I Cカード62は実績記憶媒体としても機能している。

50

**【 0 0 4 3 】**

I C カード 6 2 の管理者は、定期的に或いは隨時（たとえば I C カード 6 2 を交換する際など）、I C カード 6 2 に記憶された上記広告実績情報を読み出し、広告依頼主に広告実績を報告する。

**【 0 0 4 4 】**

上述のように、本実施例によれば、広告表示手段 6 6 により、カフ 3 6 による圧迫圧力の変化期間内に、I C カード 6 2 に記憶された広告が表示器 4 8 に表示されることから、高い広告効果が期待できるので、血圧測定中の時間が有効に活用される。

**【 0 0 4 5 】**

また、本実施例によれば、I C カード 6 2 を、別の広告が記憶されたI C カード 6 2 に交換することにより、表示器 4 8 に表示される広告を簡単に変更することができる。 10

**【 0 0 4 6 】**

また、本実施例によれば、I C カード 6 2 に記憶された広告実績情報を読みだすことにより、広告が表示された回数などを知ることができる。

**【 0 0 4 7 】**

以上、本発明の一実施形態を図面に基づいて詳細に説明したが、本発明はその他の態様においても適用される。

**【 0 0 4 8 】**

たとえば、前述の第 1 の実施例では、対応関係決定工程（S A 2）において、広告依頼主から示された広告条件に基づいて、広告と自動血圧測定装置 1 2、1 4、1 6、1 8 との間の対応関係が決定されていたが、依頼主が広告とその広告を表示させたい自動血圧測定装置との対応関係を直接決定してもよい。すなわち、依頼主が広告を表示させたい自動血圧測定装置を直接指定してもよい。 20

**【 0 0 4 9 】**

また、前述の第 1 の実施例では、広告データベース 5 2 が更新されると、図 6 の S A 3 において、全ての自動血圧測定装置 1 2、1 4、1 6、1 8 に広告が再配信されていたが、広告が更新された自動血圧測定装置にのみ広告が再配信されてもよい。

**【 0 0 5 0 】**

また、前述の自動血圧測定装置 1 2、1 4、1 6、1 8、6 0 は、オシロメトリック方式の自動血圧測定装置であったが、指カフ、手首カフ、腕カフなどのカフを用いる自動血圧測定装置であれば、コロトコフ音に基づいて血圧値を決定する方式等、他の方の自動血圧測定装置であってもよい。 30

**【 0 0 5 1 】**

また、前述の自動血圧測定装置 1 2、1 4、1 6、1 8、6 0 では、表示器 4 8 は箱体 3 0 に他の部分と一体的に設けられていたが、表示器 4 8 のみが離隔して設けられてもよい。たとえば、被測定者の胸部或いは顔部の正面に表示器が設けられてもよい。要するに、表示器 4 8 は被測定者に対向する位置に設けられていればよい。

**【 0 0 5 2 】**

また、前述の第 2 の実施例では、I C カード 6 2 が広告記憶媒体および実績記憶媒体として機能していたが、広告記憶媒体と実績記憶媒体とが別々に設けられてもよい。また、広告記憶媒体と実績記憶媒体とが別々に設けられる場合には、広告記憶媒体は読み出し専用の記憶媒体（たとえば R O M）であってもよい。 40

**【 0 0 5 3 】**

また、前述の第 2 の実施例では、自動血圧測定装置 6 0 に対して着脱可能に設けられたI C カード 6 2 が、広告記憶媒体および実績記憶媒体として機能していた。すなわち、広告記憶媒体および実績記憶媒体は自動血圧測定装置 6 0 に対して着脱可能に設けられていたが、自動血圧測定装置 6 0 内に内蔵されるなどして、着脱不能に広告記憶媒体および実績記憶媒体が設けられてもよい。従って、広告記憶媒体や実績記憶媒体として、R A M、ハードディスク等が用いられてもよい。また、広告記憶媒体や実績記憶媒体として、フロッピーディスク、M O 等のリムーバブルメディアが用いられてもよい。 50

**【0054】**

また、前述の第2の実施例の広告表示手段66では、起動スイッチ42から供給される起動信号SSに基づいて血圧測定期間内であるか否かを判定していたが、カフ36内の圧力やカフ36内の圧力を制御する圧力制御装置の制御作動に基づいて血圧測定期間内であるか否かを判定してもよい。

**【0055】**

なお、本発明はその主旨を逸脱しない範囲においてその他種々の変更が加えられ得るものである。

**【図面の簡単な説明】**

【図1】第1発明の広告方法を実施するための広告システムの概略構成を示すブロック図 10 である。

【図2】図1の自動血圧測定装置の外観構成を示す図である。

【図3】ホストコンピュータの記憶装置に記憶された広告データベースの一例を示す図である。

【図4】ホストコンピュータの記憶装置に記憶された実績データベースの一例を示す図である。

【図5】ホストコンピュータの記憶装置に記憶された装置情報データベースの一例を示す図である。

【図6】ホストコンピュータが各自動血圧測定装置へ広告を配信する広告配信ルーチンの要部を説明するフローチャートである。 20

【図7】図6の広告配信ルーチンにおいて決定される対応関係の一例を示す図である。

【図8】図1の自動血圧測定装置において実行される広告表示ルーチンの要部を示すフローチャートである。

【図9】ホストコンピュータが各広告依頼主端末に広告実績を配信する実績配信ルーチンである。

【図10】第2発明が適用された自動血圧測定装置の外観構成を示す斜視図である。

【図11】図10の自動血圧測定装置に備えられた演算制御装置の制御機能の要部を説明する機能ブロック線図である。

**【符号の説明】**

S A 3 : 広告配信工程

30

S B 4 : 広告表示工程

S C 3 乃至 S C 4 : 実績配信工程

3 6 : カフ

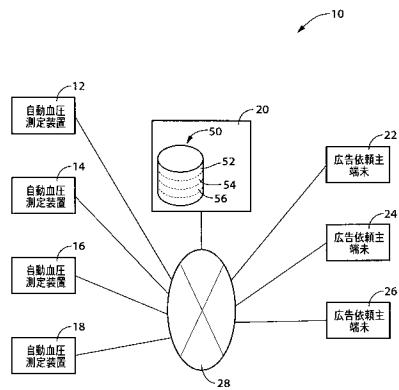
4 8 : 表示器

6 0 : 自動血圧測定装置

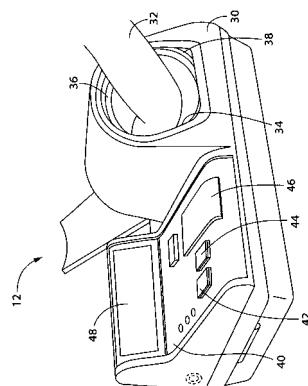
6 2 : I C カード (広告記憶媒体、実績記憶媒体)

6 6 : 広告表示手段

【図1】



【図2】



【図3】

廣告データ	廣告	廣告条件
1	廣告A	歯科
2	廣告B	産婦人科
3	廣告C	市役所
⋮	⋮	⋮

【図4】

自動血圧測定装置12	300回
自動血圧測定装置14	50回
自動血圧測定装置16	124回
自動血圧測定装置18	16回

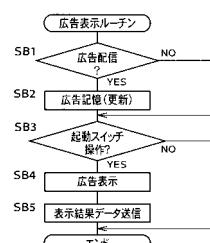
【図7】

対応関係	
装置12	廣告A
装置14	廣告B
装置16	廣告B
装置18	廣告C

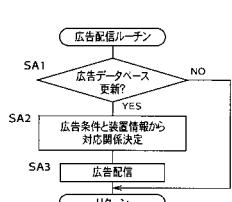
【図5】

装置	装置場所	装置識別コード
装置12	歯科	.....
装置14	歯科	.....
装置16	産婦人科	.....
装置18	市役所	.....

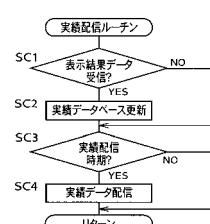
【図8】



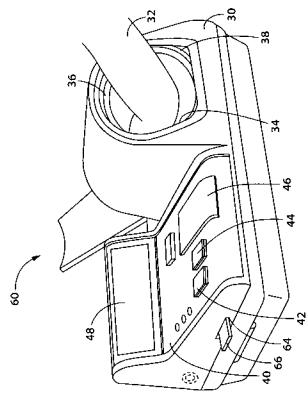
【図6】



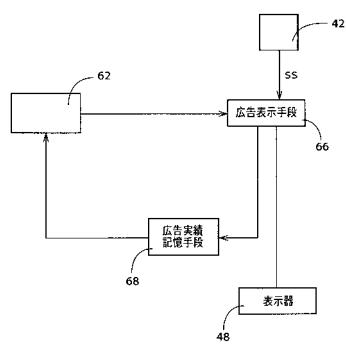
【図9】



【図10】



【図11】



---

フロントページの続き

(74)代理人 100109162  
弁理士 酒井 將行

(72)発明者 北川 裕也  
愛知県小牧市林2007番1 日本コーリン株式会社内

審査官 小島 寛史

(56)参考文献 特開昭62-074328 (JP, A)  
特開昭59-046938 (JP, A)  
特開平03-140138 (JP, A)  
特開平10-071792 (JP, A)  
特開平09-321894 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A61B 5/022  
G09F 23/00